

**けやき
通り**
 ゆら・山崎法律事務所ニュース 第28号
 発行/2014年9月30日

●ゆら・山崎法律事務所 ●〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階
 ●TEL073-433-5551 FAX073-433-5567 <http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>
 ●発行責任者/織部利幸

法律知識をわかりやすく

『市民法律講座』開催中!!

— ぜひ、ご参加ください —

講座風景



← 第11回講座
由良弁護士が講義

↓ 第9回講座
丸山弁護士が講義



↑ 第13回講座
山崎弁護士が講義

今後の講座日程・内容

- 第15回「職場のトラブル解決法」
日時：2014年11月21日(金)
講師：由良 登信 弁護士
- 第16回「交通事故のトラブル解決法」
日時：2015年2月6日(金)
講師：丸山 哲 弁護士
- 第17回「近隣関係のトラブル解決法」
日時：2015年4月17日(金)
講師：山崎 和友 弁護士

場所：新橋ビル 8階 B会議室
 (当事務所が入っているビル)
 時間：午後6時30分～(開場 午後6時)
 参加費無料 事前予約は不要です。
 *講座修了後、無料法律相談もおこないます。
 無料法律相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください。
 講座内容以外のご相談でも結構です。

私たちの事務所は、一昨年から『市民法律講座』を開講しています。

これまで、「遺言・相続」「成年後見制度」「職場に関する問題」「不動産・住居」「医療事故」「交通事故」「夫婦・親子の問題」「多重債務の解決方法」「債権回収の方法」「訪問販売のトラブル解決法」「遺産分割のトラブル解決法」「離婚のトラブル解決法」などをテーマに14回(2ヶ月から3ヶ月に1回)開催しました。毎回、午後6時30分から1時間ほど講義をおこない、30分ほど質問等をお受けし、午後8時ごろには終了しています。講座終了後、無料法律相談(要予約)もおこなっています。

講師は弁護士が交替で務めています。講師は弁護士が交替で務めています。講師は弁護士が交替で務めています。講師は弁護士が交替で務めています。

私が講師を務めた4月の「訪問販売のトラブル解決法」では、特定商取引法について説明し、「ポイントセールズ」や「過量販売」「役務提供契約」など



(弁護士 丸山 哲)

の事例を具体的に紹介し、解決法を説明しました。また、クーリングオフ制度の活用についても解説しました。参加された方からは、「知識を改めて整理できた」とても参考になった「説明がわかりやすかった」などの感想をいただきました。

今後、「職場」「交通事故」「近隣関係」のトラブル解決法の講座を予定しています。市民の皆様が様々な法律知識を学べる場として、さらに充実させていきたいと考えています。

関心のあるテーマがございましたら、ぜひ、お気軽にご参加ください。また、「今後、このようなテーマもとりあげてほしい」という声もお寄せください。

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」とは



弁護士 山崎 和友
やまさき かずとも

てきました。

ところが集団的自衛権の行使を認める国に変わってしまおうと、米国の要請を断る理由はなく、日本にとって集団的自衛権は、行使しないこともできる権利ではなく、米国のとの関係では断れない義務になってしまいます。

1 安倍内閣は、去る7月1日表題の閣議決定をしました。ところで「集団的自衛権」とは「我が国と密接な関係にある他国に対し武力攻撃が発生した場合、その他国と一緒になって反撃をする権利」と説明されています。現在我が国にとって、密接な関係にある国は、日米安保条約の締結国の米国が当たります。

そして米軍が世界のどこかで武力攻撃をすれば当然のことですが、攻撃をされた国も反撃をします。その時に米国から日本に対して自衛隊の派兵要請があれば、これまでは、憲法9条の下では派兵できないと言って断つ

てきました。ところが集団的自衛権の行使を認める国に変わってしまおうと、米国の要請を断る理由はなく、日本にとって集団的自衛権は、行使しないこともできる権利ではなく、米国のとの関係では断れない義務になってしまいます。

2 上記閣議決定では、集団的自衛権行使には、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命等に明白な危険がある場合に、②これを排除する他に適当な手段がないときに、③必要最小限の実力を行使するという3要件が必要であるから、これまでとほとんど同じで、憲法解釈は変わらないと安倍首相は説明

しています。しかし、我が国が集団的自衛権を行使するということは自衛隊が海外に行つて米軍と一緒に戦争をするということ、これまで歴代内閣が憲法上できないと言ってきた「戦争」をすると言っているのであり、憲法解釈を全く変更するもので到底許されません。

閣議決定では、集団的自衛権の行使は我が国の存立を全うし、国民の命を守るために必要だと繰り返し述べていますが、我が国に対する武力攻撃が無いのに、米国の戦争に参戦することは、それが原因で我が国に対する攻撃が始まり、国民の命を危険にさらすことになり、また、戦争をするのに必要最小限の実力行使などと手心を加えることなどあり得ないこととです。

3 これまで日本政府が、米国のベトナム戦争やイラク戦争などで米国を支持する立場を表明しながらも、それらの国から敵国として攻撃をされなかったのは、日本が憲法

9条を有し、戦後約70年間決して戦争をしないという誓いを全世界に発信し、それを実行し、近隣諸国からも戦争をしない国として信頼されてきたからです。

安倍首相は、その信頼をこわし、我が国を戦争

をする国に変えようとしています。

私たちは国の主権者です。国民一人ひとりが我が国が戦争をしない国として国際社会で信頼されるよう日本国憲法を守り行動することこそが大切だと思います。

自由法曹団の

「五月集会・憲法討論集会」が

和歌山(白浜)で開催



弁護士 由良 登信
ゆら たかのぶ

て、現在全国で約二〇〇〇名の弁護士が団員となり、積極的に平和や様々な権利擁護闘争に取り組んでいます。

自由法曹団は、一九二一年(大正一〇年)に神戸における労働争議の弾圧に対する調査団が契機となって結成された弁護士の団体です。「基本的人権を守り、民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」を目的にしてい

この自由法曹団の全国集会である「五月集会」が、今年白浜で、五月一七日(土)から一九日(月)の三日間開催されました。安倍内閣が集団的自衛権行使を認める解釈改憲を企み、憲法九条をめぐる重大な危機

「生存権裁判を支援するわかやまの会」 設立のお知らせ

和歌山大学経済学部准教授
「生存権裁判を支援するわかやまの会」会長
金川 めぐみ



生活保護基準の引き下げや介護保険の改悪など、社会保障における生存権をめぐる、危機的な状況が多く問題にされているところです。この状況を踏まえて5月25日に「生存権裁判を支援するわかやまの会」の設立総会が、県民文化会館で開催されました。

当日は、金沢大学名誉教授であり生存権裁判を支援する全国連絡会の会長でもある井上英夫先生の基調講演と和歌山県内の生存権をめぐる取組みの報告が行われました。86名の参加があり、和歌山でのこの会のスタートを切るにふさわしい盛り上がりを感じました。

この会は、憲法第25条の生存権の意義を確認し、生存権に関する裁判があればそれを積極的に支援していこうという趣旨のもと、創られた会です。入会の申し込みは随時受け付けております。皆様方のご入会を、お待ちしております。

(同会についてのお問合せは、当事務所でも受け付けております)

が迫っているため、「憲法討論集会」も併わせて開催され、全国から四八二人の団員が参加して、熱い討論がくりひろげられ、最先端の経験の交流が行われました。

私は、現在、自由法曹団和歌山支部の支部長(二度目)となつているため、開会時の歓迎のあいさつを担当しました。和歌山の自然や文化の紹介とともに、これまで和歌山で取り組んできた。また、これまでに和歌山県下の日置川、古座、那

できた障がい者の選挙運動の自由を求めた玉野裁判、国鉄時代に地方線への格差運賃制導入を国民の交通権の侵害と訴えて闘った和歌山線格差運賃違憲訴訟、「歴史的景観権」を憲法上の権利として提起して不老橋の前へ車道橋を架けようとするのに対して差し止めを求めた住民訴訟を紹介しました。そして、集会后、熊野古道、龍神温泉と高野山の一泊旅行の案内役を務め、私自身もリフレッシュしました。



弁護士としての第一歩

弁護士
本多 朱里

はじめまして。1月から入所いたしました本多朱里と申します。

私は、愛知県で生まれ育ち、法科大学院生時は京都で過ごしました。司法修習期間は三重で過ごし、この度初めて和歌山で暮らすことになりました。

和歌山にきて最初に印象に残ったのは、御坊に向かう電車から見た山の斜面。いっぱいのみかん畑です。とてもきれいでした。また、みかんは元々好きでしたが、和歌山にきてよく食べるようになった。

5月には、自由法曹団の全国集会在白浜で開催され、そのうちの一日はオプショナルツアーで、龍神温泉、熊野古道、高野山を観光し

ました。どこも違った良さがありましたが、一つ印象に残ったところを挙げれば熊野古道です。1時間程度歩きましたが、途中に茶屋跡や王子社をみて歴史を感じるとともに、シャクナゲ等の花を眺め

自然の豊かさを感じました。仕事が忙しくまだ和歌山の地理に詳しくなっていないが、これからもっと和歌山の名所巡りをしたいと思います。

弁護士としてはまだ駆け出しで、自らの未熟さを痛感する場面が多々ありますが、多種多様な事件に関わることができて大変やりがいを感じております。

今後、日々努力を重ねて、依頼者の方の気持ちを取り、依頼者の方にとってご満足のいく解決を導ける弁護士になりたいと考えています。どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局より



おりべ としゆき
織部利幸
事務局長

昨年2月から柴犬を飼い始めました。白色で血統書(?)付き。「しつけ」のようなことはほとんどしていませんが、他人が訪問してくると吠えるところをみると、飼い主との区別はついているようです(笑)。

毎晩どんなに遅く帰宅しても、トイレのために散歩をさせなければなりません。かなりつらいときもありますが、飼い主の責任は果たさねば……。



たべり まつ
田縁朱都

2年ほど前から麴を購入し、甘酒や醤油こうじを作っています。甘酒は、冬の飲み物のイメージが強いですが、暑気払いに飲む習慣があり、夏の季語にもなっています。飲む点滴と言われるほど栄養価が高いそうです。

麴と餅米で作りますが、びっくりするくらいの甘さに出来上がり、そのままでは甘すぎるので、牛乳と割って飲んだり、砂糖代わりにお料理に使っています。今年もこれで暑い夏を乗り切りました。



みとう なおこ
鬼頭直子

娘も6歳になりました。そろそろ小学校の準備にとりかからないといけません。となると、まずはランドセル。私の頃は「赤」と決まっていたものが、今は色も形も様々で、お値段も素材や名前(ブランド)でピンキリ。当人は漠然と“ピンク”と言い、一緒に見に行こうと誘っても「どうせ、私(娘)がこれがいい!と言っても、ママ(私)が好きなやつに決まるんやろ」と……。なかなかイタいところを突いてきます。確かに「ピンクかあ…」と思うところはありませんが、6年間ランドセルを背負うのは私ではないのです。そんなことを自分に言い聞かせながらもどれにしようか悩む母(私)なのでした。



たかはし ちはる
高橋千春

消費税が上がり、今迄もしていた節約をさらに進めていこうと、財布の紐を締める毎日です。服は買わずに押入やタンスを整理して、衣類の見直しを。本は買わずに図書館利用。ペットボトルにお茶を入れて外出し、自販機やコンビニの利用は控える。移動の際も、1キロ程度なら徒歩で。電車を利用する際は、まずチケットショップで回数券のバラ売りを買う等。10円100円単位の節約ですがチリも積もれば……で日々心がけています。



やまもと まき
山本真紀

はじめまして。山本です。

法律事務所って私の生涯の中で無縁の所だと思っていましたが、アルバイトをきっかけに、6月よりこちらで働かせて頂く事になりました。

初めての職種内容の為、覚える事が多く大変ですが、まわりの皆様にご指導頂き、頑張っていきたいと思います。

どうぞ宜しくお願いします。

無料法律相談実施中!!

〈夜間の無料法律相談〉

毎週木曜日の夜間
午後5時30分～午後7時

〈昼間の無料法律相談〉

毎週金曜日の昼間
午後1時30分～午後4時30分

どちらも、祝日はお休み
お申し込みは予約制となります。
相談希望日の前日までに事務所へお電話ください。

編集後記

市民の皆様が法律知識を学べる機会を設けようと、『市民法律講座』を始めてから2年半。

新聞で行事予定として掲載してもらったり、事務所ニュースで皆様にお知らせはしているものの、参加者を必死に集めるような個別のお声かけはしていません。それでも、まったく参加者がいないときはなく、テーマによっては(?)多くの方が受講されるときもあります。

皆様、関心のあるテーマがございましたら、ぜひ、ご参加ください。また、周りの方にもお知らせください。(織部)

ホームページを開設しています!!

ぜひ、ご覧下さい。



<http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>

ゆら・山崎法律事務所

検索

